

## 一般社団法人まちづくり木更津 行事等の共催及び後援に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人まちづくり木更津（以下「当法人」という。）が当法人以外のもとの行事等を共催し、又は当法人以外のもとの行う行事等を後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事等 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催しをいう。
- (2) 共催 行事等の企画又は運営に参画し、共催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事等の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

### (承認の基準)

第3条 当法人は、次の各号のすべてに該当する行事等について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 主催者の存在が明らかであること
- (2) 主催者が堅実な活動実績を有し、かつ、行事等の遂行能力が十分であると認められる団体等であること
- (3) 主催者が特定の政党、宗教その他の政治的団体又は宗教団体と関わりがないこと
- (4) 行事等の目的及び内容が、当法人の目的及び事業活動に寄与するものであること
- (5) 行事等に当たっては、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事等については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 政治的目的を有するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの
- (3) 特定の個人・企業等の利益を目的とするもの
- (4) その他共催又は後援にふさわしくないもの

(申請の手続き)

第4条 当法人の共催又は後援を申請しようとするものは、代表理事に対し、一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認申請書（別記第1号様式）により行事等の開催前14日までに申請しなければならない。

2 代表理事は、前項の申請があったときは、承認又は不承認を決定し、一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認（不承認）決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(承認の取り消し)

第5条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

(1) 申請書の内容に虚偽又は不正があったとき

(2) この規程に違反する事実があったとき

(3) その他代表理事が当該承認を継続することが不適當であると認めたとき

2 代表理事は、承認を取り消すことを決定したときは、団体等に対し速やかに、一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(報告)

第6条 前条第2項の規定により共催又は後援の承認決定を受けたものは、当該行事等が終了したときは、共催（後援）実績報告書（別記第4号様式）により代表理事に対し、その内容を報告しなければならない。

(事故の防止)

第7条 共催又は後援の承認決定を受けたものは、行事等の実施にあたり、事故の防止に努めるものとする。

2 当法人は、共催又は後援の承認決定を行った行事等及びこれに付随する行為から生じた損害の賠償責任を負わない。

附 則

本規程は、令和2年9月16日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条第1項）

一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認申請書

年 月 日

一般社団法人まちづくり木更津

代表理事 様

所在地

名称

代表者名

印

下記行事等の共催（後援）を承認されるよう申請します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 主催者名（他の共催者・後援者名）
- 3 行事等の趣旨
- 4 日 程
- 5 場 所
- 6 参加予定者及び参加の方法
- 7 ポスター・広告・賞状等の有無
- 8 収支予算

第2号様式（第4条第2項）

一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

一般社団法人まちづくり木更津  
代表理事

一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認（不承認）決定について

年 月 日付で申請のあった下記行事等の共催（後援）については、承認（不承認）することとなりました。

記

1 行事等の名称

**【注意事項】**

- 1 次の場合は、承認を取り消すことがあります。なお、取消しに伴う損失補償及び損害賠償の責任は負いません。
  - (1) 申請書の内容に虚偽又は不正があったとき
  - (2) 一般社団法人まちづくり木更津行事等の共催及び後援に関する規程に違反する事実があったとき
  - (3) その他代表理事が当該承認を継続することが不適當であると認めたとき
- 2 承認を取り消された場合は、主催者の費用で共催等の承認を受けた行事等でないことを明らかにしていただきます。
- 3 行事等が終了したら、必ず実績報告書を提出してください。
- 4 行事等実施に伴い、当法人に損害を与えたときは、当法人が算出する損害額を賠償していただきます。
- 5 行事等実施に当たっては、事故防止に努めてください。
- 6 当法人は、上記行事等及びこれに付随する行為から生じた損害の賠償責任を負いません。
- 7 当法人名を使用した開催要項やチラシ等を作成する場合は、事前にその原稿を提出してください。

第3号様式（第5条第2項）

一般社団法人まちづくり木更津行事等共催（後援）承認取消通知書

年 月 日

様

一般社団法人まちづくり木更津  
代表理事

年 月 日付で承認を決定した行事等の共催（後援）については、下記のとおり承認を取り消すこととしましたので通知します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 取消しの理由

第4号様式（第6条）

共催（後援）実績報告書

年 月 日

一般社団法人まちづくり木更津

代表理事 様

所在地

名称

代表者名

印

貴法人共催（後援）の行事等を終了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 行事等の名称
- 2 日程
- 3 場所
- 4 行事等の概要
- 5 収支決算